



健康・福祉・介護のひろば

予防接種についてのご案内

4月からの主な予防接種について変更点をお知らせします。

高齢者肺炎球菌予防接種

期 間	令和7年3月31日まで
対 象 者 (町内在住)	65歳の方（誕生日の前日から66歳の誕生日の前日にある方で過去に接種したことがない方）（定期接種） 66歳以上で過去に接種したことがない方（任意接種）
自己負担	2,500円（生活保護世帯・中国残留邦人等は無料）
受 け 方	①町が委託した医療機関に予約してください。 ②役場健康こども課の窓口で必要書類をお受け取りください。 ③予約日に問診・接種を受け、自己負担金をお支払いください。

带状疱疹予防接種（任意接種）

期 間	令和7年3月31日まで
対 象 者 (町内在住)	50歳以上の方
自己負担	自費での接種後、申請により接種費用の2分の1（上限10,000円）を補助します。1人につき1回限りです。不活化ワクチンを接種する方は、1人につき2回を限度とします。
受 け 方	①医療機関に予約してください。 ②予約日に問診・接種を受け、接種費用をお支払いください。 ③接種後、役場健康こども課の窓口で必要書類に記入し提出してください。

●小児予防接種の変更点

- ・五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）ワクチン
四種混合にヒブワクチンが入ったものに変更になります。
- ・小児肺炎球菌ワクチン
13価ワクチンから15価ワクチンに変更になります。

●接種期間が令和7年度末までになっている予防接種

- 接種期間が令和7年3月31日になりますので早めに接種をしてください。
- ・子宮頸がんワクチン
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種（平成9年度生まれから平成19年度生まれの方）
- ・成人男性を対象とした風しん抗体検査と予防接種
風しんの予防接種を受ける公的な機会がなかった成人男性（昭和37年4月2日生～昭和54年4月1日生の方）

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133

簡単な手話を覚えましょう【第49回】

「私の家族を紹介します」の手話表現



右手の人差し指で胸を指します。



両手の指先を揃えて伸ばして屋根の形を作り、その下で親指と小指を立てた右手を軽く回転させます。



右手の親指を立てて、口元で左右に動かします。



動画はこちらから

協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会 担当：福祉介護課 ☎66・3111

福祉タクシー利用券を交付します

在宅の重度心身障害者の日常生活の利便を図るため、タクシー利用料金の一部を助成する制度を設けています。

- 対 象 町内に住所のある方で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級または2級 ②療育手帳 ④又はA
 - 交 付 数 年間28枚 有効期間 令和7年3月31日まで
 - 利用方法 タクシーを利用するときは運転者にタクシー券といずれかの障害者手帳を提示してください。（初乗り運賃相当額で1枚、初乗り運賃相当額の2倍以上の乗車料金の場合、2枚まで使えます。）
 - 申請方法 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのうえ、福祉介護課に申請してください。令和5年度の利用券が残っている方はお返しく下さい。
- ※自動車等燃料の給付を受ける方は対象になりません。

問合せ 福祉介護課 ☎66・3111 内線144